

西宮市立留守家庭児童育成センター指定管理者募集要項

西宮市では、西宮市立留守家庭児童育成センター（以下「育成センター」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

1 施設の概要

次の募集施設のうち、1施設若しくは複数（最大5）施設への申請が可能です。

募集施設 1

- (1) 名称 西宮市立春風留守家庭児童育成センター（第1～第5）
- (2) 所在地 西宮市上甲子園3丁目8番39号（西宮市立春風小学校内）
- (3) 建物概要

- ① 第1育成センター（小学校敷地内専用施設）
 - ア 建築年月日 令和4年4月新築
 - イ 建物面積
 - ウ 構造 軽量鉄骨造2階建のうち1階部分
- ② 第2育成センター（小学校敷地内専用施設）
 - ア 建築年月日 令和4年4月新築
 - イ 建物面積 356.52㎡（第1＋第2育成センター）
 - ウ 構造 軽量鉄骨造2階建のうち1階部分
- ③ 第3育成センター（小学校敷地内専用施設）
 - ア 建築年月日 令和4年4月新築
 - イ 建物面積
 - ウ 構造 軽量鉄骨造2階建のうち2階部分
- ④ 第4育成センター（小学校敷地内専用施設）
 - ア 建築年月日 令和4年4月新築
 - イ 建物面積
 - ウ 構造 軽量鉄骨造2階建のうち2階部分
- ⑤ 第5育成センター（小学校敷地内専用施設）
 - ア 建築年月日 令和4年4月新築
 - イ 建物面積 371.64㎡（第3＋第4＋第5育成センター）
 - ウ 構造 軽量鉄骨造2階建のうち2階部分

(4) 定員

- ① 第1育成センター 40名（弾力運用時44名）
- ② 第2育成センター 40名（弾力運用時44名）
- ③ 第3育成センター 40名（弾力運用時44名）
- ④ 第4育成センター 40名（弾力運用時44名）
- ⑤ 第5育成センター 40名（弾力運用時44名）

募集施設 2

- (1) 名称 西宮市立小松留守家庭児童育成センター（第1～第3）
- (2) 所在地 西宮市小松東町1丁目3番59号（西宮市立小松小学校内）
- (3) 建物概要
- ① 第1育成センター（小学校敷地内専用施設）
 - ア 建築年月日 令和4年2月新築
 - イ 建物面積 157.78㎡
 - ウ 構造 鉄骨造2階建のうち1階部分
 - ② 第2育成センター（小学校敷地内専用施設）
 - ア 建築年月日 平成26年5月新築
 - イ 建物面積 111.28㎡
 - ウ 構造 軽量鉄骨造平屋建
 - ③ 第3育成センター（小学校敷地内専用施設）
 - ア 建築年月日 令和4年2月新築
 - イ 建物面積 157.78㎡
 - ウ 構造 鉄骨造2階建のうち2階部分
- (4) 定員
- ① 第1育成センター 40名（弾力運用時44名）
 - ② 第2育成センター 40名（弾力運用時44名）
 - ③ 第3育成センター 40名（弾力運用時44名）

募集施設 3

- (1) 名称 西宮市立北夙川留守家庭児童育成センター（第1・第2）
- (2) 所在地 西宮市石劔町11番21号（西宮市立北夙川小学校内）
- (3) 建物概要
- ① 第1育成センター（小学校敷地内専用施設）
 - ア 建築年月日 平成12年7月新築 平成19年2月増築
 - イ 建物面積 142.62㎡
 - ウ 構造 軽量鉄骨造平屋建
 - ② 第2育成センター（小学校校舎内暫定施設）
 - イ 延床面積 66.60㎡
 - ウ 構造 鉄筋コンクリート造3階建のうち1階部分
- (4) 定員
- ① 第1育成センター 60名（弾力運用時110名）
 - ② 第2育成センター 40名（弾力運用時58名）

募集施設 4

- (1) 名称 西宮市立樋ノ口留守家庭児童育成センター（第1～第4）
- (2) 所在地 西宮市樋ノ口町2丁目3番32号（西宮市立樋ノ口小学校内）
- (3) 建物概要
- ① 第1育成センター（小学校敷地内専用施設）
 - ア 建築年月日 平成31年3月新築

- イ 建物面積 131.14㎡
- ウ 構造 鉄骨造2階建のうち1階部分
- ② 第2育成センター（小学校敷地内専用施設）
 - ア 建築年月日 平成31年3月新築
 - イ 建物面積 127.50㎡
 - ウ 構造 鉄骨造2階建のうち2階部分
- ③ 第3育成センター（小学校敷地内専用施設）
 - ア 建築年月日 令和2年5月新築
 - イ 建物面積 130.37㎡
 - ウ 構造 鉄骨造2階建のうち1階部分
- ④ 第4育成センター（小学校敷地内専用施設）
 - ア 建築年月日 令和2年5月新築
 - イ 建物面積 105.83㎡
 - ウ 構造 鉄骨造2階建のうち2階部分

(4) 定員

- ① 第1育成センター 40名（弾力運用時44名）
- ② 第2育成センター 40名（弾力運用時44名）
- ③ 第3育成センター 40名（弾力運用時44名）
- ④ 第4育成センター 40名（弾力運用時44名）

募集施設5

- (1) 名称 西宮市立北六甲台留守家庭児童育成センター（※）
- (2) 所在地 西宮市北六甲台5丁目4番1号（西宮市立北六甲台小学校内）
- (3) 建物概要（小学校敷地内専用施設）
 - ア 建築年月日 平成元年4月新築 平成17年9月増築
 - イ 建物面積 98.98㎡
 - ウ 構造 鉄骨造平屋建
- (4) 定員 60名（弾力運用時76名）

（※） 留意事項のある育成センターについては、増設の予定・計画があるセンターです。別紙「申請にあたっての留意事項」に詳細を記載していますので、必ず確認してください。

【育成センターの設置目的】

育成センターは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。（児童福祉法第6条の3第2項）

2 管理の基準

市と指定管理者が締結する基本協定並びに西宮市立留守家庭児童育成センター条例（昭和63年西宮市条例第81号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（昭和63年

西宮市規則第99号。以下「規則」という。)並びに西宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年西宮市条例第11号。以下「最低基準条例」という。)並びに西宮市立留守家庭児童育成センターの設置運営に関する事務取扱要綱(以下「設置運営事務取扱要綱」という。)等市の関係要綱・要領の規定に基づいて管理運営を行うこと。

3 指定管理者が行う業務の範囲及び業務内容

- (1) 指定管理者が行う業務の範囲及び業務内容は、西宮市立留守家庭児童育成センター業務仕様書(以下「業務仕様書」という。)の8「業務の範囲」及び9「業務の内容」に定めるとおりです。
- (2) 運営委員会は、設置運営事務取扱要綱第23条に基づき必ず設置しなければなりません。運営委員会において、管理運営状況の報告や情報・意見交換などの業務を行っていただくこととなります。
- (3) その他、モニタリングに関する業務等、育成センターの設置目的を達成するため市長が認める業務については、市と指定管理者とで協議して決定します。

4 指定期間

指定期間は、令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間(予定)です。

- (1) 指定期間は議決事項であることから、市議会における指定の議決(令和6年12月予定)を経て、市長が指定管理者として指定した段階で確定します。
- (2) 指定期間終了後、同一の指定管理者を引き続き指定することにより、より高い効果が期待でき、事業の継続性や安定性が発揮され、利用者サービスが向上する場合には、公募によらず選定委員会の審査を経て再指定を行うことがあります。その場合の指定期間は、令和11年4月1日から令和17年3月31日までの6年間とします。

5 経費の負担

市は、育成センターの管理運営業務に要する経費について、予算の範囲内で次のとおり負担し、指定管理料として支払います。

- (1) 負担の対象となる経費は次のとおりとし、負担額は、指定管理者の候補となった者(以下「指定候補者」という。)の事業計画、収支計画等を基に、市と指定候補者又は指定管理者が協議して決定します。

なお、収支計画書の作成に当たっては、別紙「育成センター収支予算積算資料」を参考にしてください。

- ア 事務費(福利厚生費、消耗品費、使用料、手数料等)
- イ 事業用人件費(給料、諸手当、社会保険料、退職積立金等)
- ウ 事業用関係費(消耗品費、光熱水費、修繕料、電話使用料、工事請負費等)
- エ モニタリングに係る利用者アンケート等に関する経費

- (2) 経費負担についての詳細は、業務仕様書の12「経費等」を参照してください。

- (3) 経費の支払は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）を基準として支払うこととし、支払の時期、方法については、別途、協定で定めます。
- (4) 育成センター育成料は、西宮市の歳入として取り扱いますので、指定管理者の経費に充てることはできません。
- (5) 指定管理者は、育成センターの管理運営事業を実施するに当たり、児童に直接還元されるおやつ代、教材費及び行事費に当てる経費として、その費用を実費徴収することができます。

6 申請資格等

- (1) 指定管理者募集に申請できるのは、次の要件を全て満たす法人その他の団体とします。（個人による申請はできません）
 - ア 募集要項の2「管理の基準」及び3「指定管理者が行う業務の範囲及び業務内容」に従い、育成センターの管理運営を適正に行うことができること。
 - イ 管理運営に当たっては、児童福祉法、労働基準法等の関係法令及び西宮市の条例、規則、要綱等による制約を受け、一定の様式が要求されるとともに、指定管理者としての責任、義務等が生じることを了承できること。
 - ウ 西宮市内での業務に支障がなく（緊急時に通報を受けてから60分以内に責任者が現場に到着できることを目安とする）、下記の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する団体であること。
 - (ア) 児童福祉法第6条の3第2項の規定における放課後児童健全育成事業の運営に3年以上の実績があり、現に運営を行っている団体。
 - (イ) 幼稚園、保育所（認可の有無は問いません）若しくは児童福祉施設の運営に5年以上の実績があり、現に運営を行っている団体。
 - (ウ) 放課後児童健全育成事業に類似する事業の運営に5年以上の実績があり、現に運営を行っている団体。

【放課後児童健全育成事業に類似する事業とは】

相当時間を通じて小学生以下の児童を預かり、全員に対し食事、遊びなど生活の場を提供するものとして運営し、常に児童の安全、健康を保つ事業をいう。

- (2) 共同事業体等法人以外の団体も申請できます。
 - ア 複数の団体が共同事業体を構成し、共同事業体として申請する場合は、構成団体のいずれかが前記(1)の申請要件を全て満たすことが必要です。
 - イ 単独で申請した団体は、他に別途申請する共同事業体の構成団体になることはできません。また、別途申請する共同事業体の構成団体は、他の申請団体の構成団体になることもできません。
- (3) 共同事業体の構成団体は、特に理由があると認められる場合を除き変更することはできません。
- (4) 当該団体又はその代表者等が次のいずれかに該当する場合は、申請することができます。

ません。なお、共同事業体として申請する場合は、全ての構成員について、次のいずれかに該当する場合は申請することができません。

また、申請後に該当することとなった場合若しくは将来該当する可能性が高い場合は、選定・指定しない場合があります。

ア 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている場合

イ 国税又は地方税を滞納している場合

ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に相当する者である場合
(指定管理者として指定を受け、若しくは協定を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者である場合)

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている場合

オ 本市の市議会議員が地方自治法第92条の2に規定する役員等に相当する者である場合

(本市の市議会議員が当該団体の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である場合)

カ 市長又は副市長が地方自治法第142条に規定する役員等に相当する者である場合
(市長又は副市長が当該団体の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である場合(当該団体に対して本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している場合を除く。))

キ 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年西宮市条例第67号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する場合

(5) 職員の配置・要件について

ア 指定管理者は、指定管理業務の開始時より管理運営業務が支障なく始められるよう、設置運営事務取扱要綱第19条～第22条に基づき職員を配置すること。ただし、1センターにつき1名以上は、2年以上放課後児童健全育成事業に従事した者、幼稚園、保育所(認可の有無は問いません)、児童福祉施設において3年以上従事した者若しくは放課後児童健全育成事業に類似する事業に3年以上従事した者を配置すること。

イ 職員の要件は、設置運営事務取扱要綱第14条から第18条までの規定のとおりである。

7 提出書類

申請施設ごとに、次の書類を提出してください。

(1) 別紙「提出書類一覧」に記載する全ての書類

なお、共同事業体として申請する場合は、提出書類中の「団体の概要」(指定管理者指定申請書は除く)については、全ての構成団体に関するものを提出してください。

(2) 上記の書類については、原本1部、複写6部ずつ提出してください。

- (3) 複数施設に申請する場合も 1冊にまとめて提出してください。

令和5年度まで別冊としていましたが、変更しました。ご注意ください

- (4) 提出書類のうち様式指定があるものについては、インデックスを付けるなどし、参考資料と区別できるようにしてください。また、参考資料やマニュアルについてもインデックスを付けるなどし、参照しやすいようにしてください。

また、記載事項全てを「別紙」とはせず、様式に記載することとし、参考資料は様式の次頁に付けてください。

- (5) 提出書類のうち指定があるものについては、上記の紙媒体に加え、電子媒体でも提出してください（申請者で用意する CD-R に保存）。

8 質疑及び各育成センターの現場写真閲覧の受付

申請の検討に当たっての疑義を解消するとともに、申請者間の公平性を確保するため、次のとおり質疑及び各育成センターの現場写真閲覧を受け付けます。

- (1) 質疑及び各育成センターの現場写真閲覧ができる者
指定管理者の申請資格を満たしている者

- (2) 質疑の提出方法及び各育成センターの現場写真閲覧の申請方法

ア 質疑

別添の「質問書（様式A）」に質疑の要旨を簡潔に記入し、募集要項18の「問合せ先」まで、e-mailにて提出してください。窓口及び電話での口頭による質問は、受付できません。

イ 各育成センターの現場写真閲覧

別添の「育成センターの現場写真閲覧申請書兼誓約書（様式B）」に記入し、募集要項18の「問合せ先」まで、e-mailにて提出してください。

- (3) 質疑及び各育成センターの現場写真閲覧の受付期間・時間

ア 質疑

期間：令和6年5月10日（金）～5月31日（金）

（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

時間：午前9時～午後5時30分（正午から午後1時までを除く。）

イ 各育成センターの現場写真閲覧

期間：令和6年5月10日（金）～6月28日（金）

（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

時間：午前9時～午後5時30分（正午から午後1時までを除く。）

- (4) 質疑に対する回答について

質疑内容及び質疑に対する回答については、前記(3)の受付期間終了後、速やかに質問者とともに他の申請者にも周知し、併せて市のホームページで公表します。

（ホームページアドレス <http://www.nishi.or.jp/>）

9 申請書類の提出期間、提出方法、提出先

- (1) 提出期間 令和6年6月19日（水）～6月28日（金）

午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

※ 時間厳守。申請書類の提出の際は、提出書類に不備がないか確認の上、時間の余裕を持ってお越しください。

(2) 提出方法 下記の提出先へ持参してください。（郵送は不可）

(3) 提出先 西宮市六湛寺町10番3号
西宮市こども支援局 子育て支援部 育成センター課
(市役所本庁舎7階)

10 指定候補者の選定方法

(1) 資格審査

申請書等の受付後、当該申請者の申請資格について、書類審査を行います。

なお、市算定指定管理料の上限金額を超えた申請については、審査対象外とします。

(2) 選定

申請資格を有すると認められた申請者のうち、募集要項11の「選定基準」に照らし、募集施設ごとに最も適当と認められる団体を指定候補者（指定管理者の候補となる団体）として選定します。

なお、指定候補者は、選定を公平かつ適正に行う観点から、別に設置する選定委員会の審査を経て選定します。

(3) その他

ア 資格審査及び選定については二次審査制といたします。施設ごとに、一次審査（書類審査）における評価点の上位3位までを二次審査（ヒアリング審査）に進めるものとします。

なお、審査のスケジュール上、ヒアリング審査の日時等をお知らせする通知は、一次審査終了前に送付します。このため、ヒアリング審査の通知を受け取った団体であっても、一次審査（書類審査）における評価が4位以下になった場合は、一次審査（書類審査）終了後に通知の上、二次審査（ヒアリング）を行わず審査終了となります。

また、審査の途中で新たな書類の提出を求めることがあります。

イ 審査の結果、適当と認められる団体がない場合は、該当者なしとする場合があります。

11 選定基準

指定候補者の選定に当たっては、次の基準に基づき、公平かつ適正に審査、選定を行います。

(1) 事業計画書による育成センターの管理運営が、市民の利用に関し不当に差別的取扱いが行われるおそれがないこと

(2) 事業計画書の内容が育成センターの役割を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理運営が図られるものであること

(3) 事業計画書による管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであ

ること

- (4) 育成センターにおいて、指定管理者のもとで働く職員の雇用関係や待遇等の労働条件が適切であること
- (5) (1)～(4)に掲げるもののほか、育成センターの設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること

1 2 評価項目及び配点

審査に当たっては、別紙「評価項目及び配点」に掲げる項目及び配点に基づき評価を行います。

1 3 選定結果の通知

指定候補者の選定結果については、選定後、速やかに申請者に文書で通知します。

1 4 指定管理者の指定

選定された指定候補者は、西宮市議会での議決（令和6年12月予定）を経て、市長が指定管理者として指定することにより、指定管理者となります。

1 5 協定

指定管理者は、市長と育成センターの管理運営に関する協定（基本協定及び年度協定）を締結します。

- (1) 基本協定は、指定に係る全期間を対象とし、次の事項を協定します。

- ア 事業計画に関する事項

- イ 管理経費の額及び支払方法に関する事項

- ウ 事業報告に関する事項

- エ モニタリングに関する事項

- オ 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

- カ 育成センターの管理運営業務に関し知り得た個人情報の保護に関する事項

- キ 育成センターの管理運営業務に関し取得し、又は作成した文書の取扱いに関する事項

- ク 育成センター内の物品の所有権の帰属に関する事項

- ケ 災害時における避難所等の開設及び運営に関する事項

- コ その他市長が必要と認める事項

- (2) 年度協定は、年度ごとに締結し、年度ごとの具体的な管理経費の額等を協定します。

1 6 指定の取消し等

- (1) 次の事項に該当する場合は、指定期間中であっても、地方自治法第244条の2第

1 1 項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

ア 指定管理者が履行した内容が本市の求める水準を著しく下回るなど、育成センターの管理運営が適切に行われていないと認められるとき

イ 社会的信用を失う等指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

ウ 指定管理者が協定内容を履行しない、又は協定内容に違反したとき

エ 募集要項の「6 申請資格等(4)」に掲げる事由に該当することとなったとき

(2) 指定の取消しに伴う指定管理者の損害に対して、市は賠償しません。また、取消しに伴い市に損害が生じたときは、指定管理者は市に対して賠償しなければなりません。

(3) 指定管理者は、前記(1)に基づき指定を取り消された場合は、市に対して当該年度に市が指定管理者に支払うべき経費の5%に相当する額を違約金として支払わなければなりません。

また、期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じた場合は、指定管理者は市に対し、停止により業務を実施しなかったことにより免れた費用分を返還若しくは請求額から減額しなければなりません。

1 7 業務の引継ぎについて

(1) 指定管理業務の開始に当たっての引継ぎ

ア 指定管理者は、新たな団体が指定管理者に指定された場合は、業務開始までの期間に、新たな団体に業務内容等について引継ぎを行うこととします。

イ 前記アの引継ぎについては、当該育成センターに配置予定の職員を前指定管理者からの引継保育に参加させてください。

ウ 保育現場における引継ぎ(引継保育/令和7年2月1日から3月31日までの予定)に係る費用は、市と指定された団体と協議の上、市が負担します。

(2) 指定期間終了時等の引継ぎ

指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項等の規定により指定を取り消され、若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときに新たな指定管理者が指定された場合は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供しなければなりません。

1 8 問合せ先

募集要項及び育成センターに関する問合せについては、下記まで e-mail でお願いします。

【問合せ先】 西宮市こども支援局 子育て支援部 育成センター課

e-mail : vo_ikusei@nishi.or.jp

19 その他

- (1) 提出された書類等は、一切返却しません。
- (2) 原則として提出された書類等については、その内容を変更することはできません。
- (3) 提出された書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (4) 提出された書類等は、西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第2条第2号に規定する公文書に該当し、公開請求があった場合は公開の対象となります。
また、申請があった事実、提出された事業計画書及び選定の結果については、同条例第20条の規定により公表することがあります。
- (5) 申請に関して必要な費用は、全て申請者の負担とします。
- (6) 申請に当たって市に開示したノウハウ等に関しては、申請者が指定管理者となった後に市が当該ノウハウ等の提供を受ける場合を除き、一切対価等を支払いません。
- (7) 育成センターの指定管理者としての事業は、西宮市の事業所税の賦課対象となりません。
- (8) 指定管理者公募に当たり、申請団体向けに現地説明会を開催する予定はありません。
- (9) 応募者及び応募者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合は、失格とします。

評価項目及び配点

	項 目	総配点
書 類 審 査	1 団体の概要・財務状況等について	136
	1-1 団体の設立目的及び沿革と経営理念	
	1-2 団体の財務状況について	
	1-3 監査体制と指摘事項等について	
	1-4 保育関連事業の運営実績について	
	2 管理運営事業に関する基本方針について	84
	2-1 施設管理運営事業の基本理念・方針	
	2-2 公共性・利便性の確保についての基本的な考え方	
	2-3 地域交流やボランティアとの連携についての基本的な考え方	
	2-4 関係機関(福祉・保健・医療)との連携についての基本的な考え方	
	2-5 プライバシー保護についての基本的な考え方	
	2-6 自らの情報公開・開示についての基本的な考え方	
	2-7 指定管理者に応募した理由	
	3 当該施設管理運営事業実施計画について	390
	3-1 当該施設における管理運営方針とその実施計画	
	① 留守家庭児童育成センターの役割について	
	② 児童を健全に育成するための管理運営方針について	
③ 運営における地域・学校・行政等との連携(運営委員会の設置及び運営について)		
④ 年間カリキュラム・行事計画について(児童の育成方針を実現するための具体例)		
⑤ 障害のある児童への援助方針		
⑥ 発達障害が疑われる児童への援助方針		
⑦ 虐待のおそれ等のある児童への援助方針		
⑧ 職員の児童への不適切な指導に対し講じる措置		
⑨ 利用児童の保護者とのコミュニケーション		
⑩ 利用者のプライバシー保護のために講ずる措置		
3-2 健康管理・安全管理等について		
① 利用児童の健康管理		
② アレルギーのある児童への対応		
③ 急病、怪我等への対応		
④ 事故防止・事故が起こったときの対応		
⑤ 西宮市放課後キッズルーム事業等の他事業に参加する児童とのトラブルが起こったときの対応		
⑥ 防災対策(避難訓練計画・保護者への引渡し計画等)		
⑦ 防犯対策		
3-3 サービスの向上		
① 利用児童の保護者等からの要望・苦情に対する対応と方法		
② 近隣住民からの要望・苦情に対する対応と方法		
③ サービス内容の評価方法とその有効な活用方法		
3-4 管理運営体制について		
① 組織体制について		
② 職員の労働条件等について		
③ 職員同士の連携について		
④ 職員の人材育成と研修について		
4 収支計画等について	120	
4-1 管理に係る収支予算書		
4-2 効率的・効果的な運営を行うための方策について		
ヒ ア リ ン グ 審 査	5 ヒアリング審査	160
	5-1 円滑かつ魅力的な運営に向けての取り組みについて	
	5-2 有能な職員・スタッフの安定的な確保について	
	5-3 良好な保育環境の確保について	
	5-4 職員としての自覚・認識と取り組み姿勢について	
	合 計	890